

令和7年度美郷町第4次物価高騰対策生活応援商品券給付事業  
【宮崎県物価高対応プレミアム付商品券等発行事業（国の重点支援地方交付金を活用）】  
実施要領

## 1 目的

現下の原油価格、物価高騰の影響を受けている町民の家計負担軽減と地域経済に対する支援のため、昨年度に引き続き全世帯に商品券を配布し、町民の購買意欲を拡大させる。

## 2 商品券の事業概要

- (1) 名 称 美郷町第4次物価高騰対策生活応援商品券  
(愛称：みさ得券4。以下「商品券」という。)
- (2) 発行者 美郷町
- (3) 配布冊数 1世帯1冊
- (4) 1冊あたりの券面構成 500円×40枚=20,000円分
- (5) 配布対象世帯 令和8年2月1日現在で美郷町に住所を有する世帯。（約2,400世帯）
- (6) 配布方法 対象世帯の世帯主に郵送（ゆうパック）する。
- (7) 配布時期 令和8年4月1日から順次発送。発送完了は3週間を目途。
- (8) 利用期間 令和8年4月1日から令和8年10月31日

## 3 商品券取り扱いにおける取扱店の厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止とする。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。
- (4) 不足分は現金で受け取る。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、町はその責任を負わない。

## 4 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体への支払い（税金、電気・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（仕入れ商品の購入）

## 5 取扱店の参加資格

美郷町内に店舗、事業所を有する事業者とし、次の(1)～(3)に該当する事業者を除いたもので、美郷町内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。

- (1) 美郷町暴力団排除条例（平成23年9月9日）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員若しくは同条第3号に掲げる暴力団関係者。
- (2) 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業

者。

- (3) その他町長が不適当と認める営業を行う者。

## 6 取扱店の申し込み

### (1) 申込方法

商品券の取り扱いを希望する事業者は、美郷町役場町民生活課、南郷地域課、北郷地域課に備え付けの別紙、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、同課に申し込む。

### (2) 申込期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月12日（木）

### (3) 申し込み後

商品券取扱店を示すポスターを町から送付受領後、店舗のわかりやすい箇所に掲示する事とする。

## 7 換金方法

### ○美郷町商工会会員の取扱店

#### (1) 回収

取扱店は、利用者から受け取った商品券の裏面に「利用年月日」及び「事業所名」を記入し、商工会西郷本所、商工会南郷支所、商工会北郷支所に、認印と併せて持参する。

#### (2) 入金

商工会本所および各支所は、取扱店から登録申請のあった口座に随時振り込む。

#### (3) 換金期間

令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）

### ○商工会非会員の取扱店

#### (1) 回収

取扱店は、利用者から受け取った商品券の裏面に「利用年月日」及び「事業所名」を記入し、JAみやざき美郷南郷支店、西郷支店、美郷北郷支店に、認印と併せて持参する。

#### (2) 入金

J Aみやざき西郷支店は、各支店から集められた利用商品券を基に、取扱店から登録申請のあったJAみやざきの口座に振り込む。振込は月締めで行うこととし、月末までに各取扱店から申出がなされたものに対し、翌月の10日（土日祝日の場合は、翌営業日）に口座振替を行う。

#### (3) 換金期間

令和8年4月1日（水）～令和8年12月10日（木）

## 8 問い合わせ先

美郷町役場 町民生活課 町民担当

電話66-3604 FAX66-3137